健 生 発 0304第 1 号 令 和 6 年 3 月 4 日

 都道府県知事

 保健所設置市長
 殿

 特別区長

厚生労働省健康·生活衛生局長 (公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第51号)が本日告示され、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。 以下「規格基準告示」という。)が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと(別紙 参照)。

農薬イプロジオン、農薬ジクロロメゾチアズ、農薬及び動物用医薬品シフルトリン、農薬シフルフェナミド、農薬ジメスルファゼット、農薬1,4-ジメチルナフタレン、農薬パラコート、農薬ピジフルメトフェン並びに農薬ブプロフェジン

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について 告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、 告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

	ご昇して1年を経過した日から週用する食品の残留基準値>
農薬等	食品
	米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そ
	ば、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆
	類、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんし
	ょ、やまいも(長いもをいう。)、こんにゃくいも、その他のい
	も類、てんさい、さとうきび、だいこん類(ラディッシュを含
	む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類
	の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベ
	ツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、チンゲンサイ、カリフラワ
	ー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、
	エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、
	にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、にんじん、パースニッ
	プ、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、なす、きゅうり(ガ
	ーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろう
	り、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類
	果実(果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり(果皮を含
イプロジオン	む。)、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オク
	ラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルー
	ム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつ
	みかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含
	む。)、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、
	りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ(果梗を除
	き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含
	む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、いちご、ブルーベ
	リー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、
	かき、バナナ、キウィー、キウィー(果皮を含む。)、パパイ
	ヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフ
	ルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの
	種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、
	ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー
	豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス(種子、根及び根茎を
	除く。)、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲

農薬等	食品
イプロジオン(続き)	哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲 哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲 哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲 哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その 他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他 の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、 その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の 食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家き んの卵
シフルトリン	西洋わさび、りんご、日本なし及び西洋なし
シフルフェナミド	その他のなす科野菜及びぶどう
パラコート	来(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、らっかせい、ばれいしょ、さとうきび、カリフラワー、ブロッコリー、アーティチョーク、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、まくわうり、まくわうり(果皮を含む。)、その他のうり科野菜、たけのこ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、みかん(外果皮を含む。)、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレーブフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、キウィー(果皮を含む。)、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ごまの種子、べにばなの種子、なたね、その他のオイルシード、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のオイス、豚の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の家きんの脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、豚の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの脂肪、

農薬等	食品
パラコート (続き)	鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの 腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分及び綿実油(食 用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油 及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限 る。)
ピジフルメトフェン	乳
ブプロフェジン	マルメロ、その他のハーブ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲 哺乳類に属する動物の肝臓、牛の食用部分、豚の食用部分及びそ の他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準 (0.01 ppm) を適用すること。
- (2)-① 今回残留基準値を設定する「イプロジオン」の規制対象は、イプロジオンのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、イプロジオン及び *N*-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドの和であること。
- (2)-② 「その他のスパイス(種子、根及び根茎を除く。)」、「乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)」及び「乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)」に設定されているイプロジオンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他のスパイス」として残留基準値を設定すること。
- (3) 今回残留基準値を設定する「ジクロロメゾチアズ」の規制対象は、ジクロロメゾチアズのみとすること。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「シフルトリン」の規制対象は、シフルトリン (各異性体の和)のみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「シフルフェナミド」の規制対象は、シフル

- フェナミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「ジメスルファゼット」の規制対象は、ジメスルファゼットのみとすること。なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。
- (7) 今回残留基準値を設定する「1,4-ジメチルナフタレン」の規制対象は、 1,4-ジメチルナフタレンのみとすること。なお、今回新たに規格基準告示 に残留基準値を設定するものであること。
- (8)-① 今回残留基準値を設定する「パラコート」の規制対象は、パラコート (パラコートイオン) のみとすること。なお、改正前の残留の規制対象 は、パラコート (パラコートジクロリド) のみであること。
- (8)-② 「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」及び「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」に設定されているパラコートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」及び「ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (8)-③ 「綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」に設定されているパラコートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (9) 今回残留基準値を設定する「ピジフルメトフェン」の規制対象は、ピジフルメトフェンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定する「ブプロフェジン」の規制対象は、ブプロフェジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬ジクロロメゾチアズ、農薬ジメスルファゼット及び農薬ピジフルメトフェンに係る新規農薬登録並びに農薬イプロジオン、農薬シフルフェナミド及び農薬ブプロフェジンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。
- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウィー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか(果皮を含む。)」、「メロン類果実(果皮を含む。)」、「まくわうり(果皮を含む。)」、「みかん(外果皮を含む。)」、「びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)」、「もも(果皮及び種子を含む。)」、「もも(果皮及び種子を含む。)」としてそれぞれ一律基準(0.01 ppm)を適用すること。

農薬イプロジオン(殺菌剤)

長来イノロンタン(校園別)		
	残留基準値※	建図其淮値
食品名	(改正後)	(改正前)
жин-п	ppm	ppm
***(玄米をいう。)		3.0
小麦		10
大麦	• 2	10
ライ麦	•	10
とうもろこし	•	10
そば	•	10
その他の穀類	10	10
大豆	• 0.1	0.2
小豆類	• 0.2	1.0
えんどう	• 0.1	0.2
そら豆	• 0.1	0.2
らっかせい	• 0.1	0.5
その他の豆類	• 0.1	0.2
ばれいしょ	• 0.08	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	•	0.1
かんしょ	•	0.1
やまいも(長いもをいう。)	•	0.1
こんにゃくいも	•	0.1
その他のいも類	•	0.1
てんさい	• 0.7	1.0
さとうきび	•	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	5.0
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.01	5.0
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	0.01	5.0
西洋わさび	0.1	5.0
クレソン	0.01	5.0
はくさい	9 3	5.0
キャベツ	2	5.0
芽キャベツ	0.01	5.0
ケール	0.01	5.0
こまつな	0.01	5.0
きょうな	\bigcirc 5	5.0
チンゲンサイ	0.01	5.0
カリフラワー	0.01	5. 0
ブロッコリー	0.01	25
その他のあぶらな科野菜	\bigcirc 5	5.0

農楽イプロシオン (続き) 		
食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ごぼう	• 0.3	5.0
サルシフィー	• 0.01	5. 0
アーティチョーク	• 0.01	5. 0
チコリ	0 1	1.0
エンダイブ	• 0.01	5.0
しゅんぎく	• 0.01	5. 0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	\bigcirc 25	10
その他のきく科野菜	\bigcirc 5	5.0
たまねぎ	• 0.3	0. 5
ねぎ(リーキを含む。)	• 4	5.0
にんにく		0.1
にら	• 0.01	5.0
アスパラガス	• 3	5. 0
わけぎ	• 3	5.0
その他のゆり科野菜	\bigcirc 5	5.0
にんじん	• 1	5.0
パースニップ	• 0.01	5.0
パセリ	• 0.01	5.0
セロリ	• 0.01	5. 0
みつば	\bigcirc 5	5. 0
その他のせり科野菜	• 3	5.0
トマト	O 6	5.0
ピーマン	O 15	10
なす	• 4	5. 0
その他のなす科野菜	\bigcirc 5	5.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	• 4	5. 0
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	• 4	5.0
しろうり	0.01	5. 0
すいか	•	10
すいか (果皮を含む。)	a 2	
メロン類果実		10
メロン類果実(果皮を含む。)	8	
まくわうり	•	10
まくわうり(果皮を含む。)	0.01	
その他のうり科野菜	0.2	5.0
ほうれんそう	0.01	5.0
たけのこ	•	20
オクラ	• 2	5.0

辰架イノロンオン(杭さ) 	-		
	母切	甘淮居※	残留基準値
食品名		基準個 ^{~~} 女正後)	(改正前)
		ppm	
しょうが		0. 1	ppm 5.0
未成熟えんどう		20	25
未成熟いんげん		20	5. 0
えだまめ		6	5. 0
マッシュルーム		0	5. 0
しいたけ			5. 0
その他のきのこ類			5. 0
その他の野菜	•	10	20
みかん	•		10
みかん (外果皮を含む。)	•		
なつみかんの果実全体	•		10
レモン	•		10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	•		10
グレープフルーツ			10
ライム			10
その他のかんきつ類果実	•		10
りんご	•		10
日本なし		5	10
西洋なし		5	10
マルメロ			10
びわ			10
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)		15	
<i>t t</i>			10
もも(果皮及び種子を含む。)		20	
ネクタリン	\bigcirc	15	10
あんず(アプリコットを含む。)	\bigcirc	15	10
すもも(プルーンを含む。)	•	2	10
うめ		5	10
おうとう(チェリーを含む。)	\bigcirc	20	10
いちご		10	20
ラズベリー	0	30	5.0
ブラックベリー	0	30	12
ブルーベリー			15
クランベリー			12
ハックルベリー			12
その他のベリー類果実		5	25
ぶどう	\bigcirc	30	25

<u> 農楽イブロシオン(続き)</u>		
食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かき		10
バナナ	9	10
キウィー		5. 0
キウィー(果皮を含む。)	30	0.0
パパイヤ	•	10
アボカド	•	10
パイナップル	•	10
グアバ	•	10
マンゴー	• 5	10
パッションフルーツ	•	10
なつめやし	•	10
その他の果実	O 5	5. 0
ひまわりの種子	0.5	20
ごまの種子	• 0.05	
べにばなの種子	•	10
綿実	•	10
なたね	• 0.5	
その他のオイルシード	•	10
ぎんなん	•	10
< b	•	10
ペカン	•	10
アーモンド	0.2	10
くるみ	•	10
その他のナッツ類		10
茶	• 10	20
コーヒー豆		0.05
カカオ豆		0.05
ホップ	•	0.1
その他のスパイス(種子、根及び根茎を除く。)	● ^{注)}	20
その他のスパイス	$\bigcirc^{(\pm)}$ 0.1	
その他のハーブ	• 15	20
牛の筋肉	• 0.01	0.2
豚の筋肉	• 0.01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	• 0.01	0.2
牛の脂肪	• 0.01	0.3
豚の脂肪	• 0.01	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	• 0.01	0.3

成来「グーマハマ(別に)		
食品名	残留基準値 [※] (改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の肝臓	0 . 01	1
豚の肝臓	0 . 01	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	1
牛の腎臓	0.01	1
豚の腎臓	0.01	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.9
牛の食用部分	0.01	0.2
豚の食用部分	0 .01	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.2
乳	0.01	0.2
鶏の筋肉	• 0.01	0.5
その他の家きんの筋肉	0.01	0.5
鶏の脂肪	0 . 01	2
その他の家きんの脂肪	0 . 01	2
鶏の肝臓	o . 01	3
その他の家きんの肝臓	o . 01	3
鶏の腎臓	• 0.01	0.5
その他の家きんの腎臓	0.01	0.5
鶏の食用部分	0.01	0.5
その他の家きんの食用部分	0.01	0.5
鶏の卵	0.01	0.8
その他の家きんの卵	0.01	0.8
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	○注)	0.05
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	〇注)	0.1

農薬ジクロロメゾチアズ (殺虫剤)

7		
食品名	残留基準值 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	\bigcirc 15	
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	\bigcirc 15	
はくさい	\bigcirc 3	
キャベツ	\bigcirc 1	
芽キャベツ	\bigcirc 3	

農薬ジクロロメゾチアズ (続き)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ケール	O 10	
こまつな	\bigcirc 10	
きょうな	O 10	
チンゲンサイ	\bigcirc 7	
カリフラワー	\bigcirc 1	
ブロッコリー	\bigcirc 1	
その他のあぶらな科野菜	\bigcirc 10	
チコリ	O 15	
エンダイブ	O 15	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	O 15	
その他のきく科野菜	O 15	
その他のハーブ	O 10	

農薬及び動物用医薬品シフルトリン(殺虫剤)

	残留基準值※	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0. 2	0.2
ライ麦	0. 2	0.2
とうもろこし	0.05	0.05
そば	0. 2	0.2
その他の穀類	0. 2	0.2
大豆	0.05	0.05
小豆類	0. 2	0.2
えんどう	0. 2	0.2
そら豆	0. 2	0.2
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0. 2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0. 2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0. 2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	2	2
西洋わさび	•	0.05
はくさい	1	1

農薬及び動物用医薬品シフルトリン(続き)

農楽及び動物用医楽品シフルトリン(続き) 「	Ī	
食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	2	2
ごぼう	0. 1	0.1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5	0.5
その他のきく科野菜	2	2
たまねぎ	0.05	0.05
にんじん	0.07	0.07
その他のせり科野菜	0.05	0.05
トマト	0.2	0.2
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0. 1	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0. 1	0.1
しろうり	0. 1	0.1
すいか(果皮を含む。)	0. 1	0.1
メロン類果実(果皮を含む。)	0. 1	0.1
まくわうり(果皮を含む。)	0. 1	0.1
その他のうり科野菜	0. 1	0.1
オクラ	0.2	
しょうが	0.05	0.05
えだまめ	2	2
その他の野菜	0.05	0.05
みかん(外果皮を含む。)	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
りんご	0 . 7	0.9
日本なし	0 . 5	0.6
西洋なし	0 . 5	0.6
もも(果皮及び種子を含む。)	1	1
ネクタリン	0. 3	0.3
あんず(アプリコットを含む。)	0. 5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3
うめ	0. 5	0.5

農薬及び動物用医薬品シフルトリン (続き)

辰条及い期初用医衆師ンフルトリン (続き) 	1	1
	残留基準値※	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
及吅石	ppm	ppm
 おうとう(チェリーを含む。)	0.7	
ぶどう	2	9
かき	0. 7	0. 7
綿実	0.7	0.7
なたね	0.07	0.07
茶	30	30
ホップ	20	20
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	0.2	0.05
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0. 2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0. 2	0.2
牛の脂肪	3	3
豚の脂肪	3	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3	3
牛の肝臓	0.02	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0. 02
牛の腎臓	0.06	
豚の腎臓	0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06	0.06
牛の食用部分	0.06	
豚の食用部分	0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06	0.06
乳	0. 2	
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.05	0.01
その他の家きんの脂肪	0.05	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.05	0.01

農薬及び動物用医薬品シフルトリン (続き)

食	2品名	残留基準値 (改正後) ppm	※ 残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの卵		\bigcirc 0.0	0.01
はちみつ		0.0	5

農薬シフルフェナミド (殺菌剤)

		残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.3	0.3
大麦	0.7	
ライ麦	0.7	0.7
その他の穀類	0.7	0.7
トマト	0. 5	0.5
ピーマン	1	1
なす	0.3	0.3
その他のなす科野菜		0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3
しろうり	0. 1	0. 1
すいか(果皮を含む。)	0.08	0.08
メロン類果実(果皮を含む。)	0. 2	0.2
その他のうり科野菜	0.3	0.3
未成熟えんどう	0.7	
りんご	0.3	0.3
日本なし	0.4	
西洋なし	0.4	
もも (果皮及び種子を含む。)	\bigcirc 2	1
ネクタリン	\bigcirc 2	
あんず(アプリコットを含む。)	\bigcirc 2	
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.2
うめ	\bigcirc 2	
おうとう(チェリーを含む。)	\bigcirc 4	2
いちご	0.7	
ぶどう	• 0.4	0.5
かき ホップ	0.3	0.3
ホップ <u></u>	5	5
牛の筋肉	0.01	

農薬シフルフェナミド (続き)

辰栄マフルノエノミト (就さ)		
食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.01	
1 -1 (
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.02	
はちみつ	0.05	0.05

農薬ジメスルファゼット (除草剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0.01	

農薬ジメスルファゼット (続き)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
魚介類	0.08	

農薬1,4-ジメチルナフタレン(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしょ	O 15	

農薬パラコート (除草剤)

	_	
食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0.03	0.1
小麦	0.02	0.05
大麦	0.02	0.05
ライ麦	0.02	0.05
とうもろこし	0. 03	0.1
そば		0.05
その他の穀類	0.03	0.5
大豆	0.5	0. 1
小豆類	0.5	0.05
えんどう	0.5	0.05
そら豆	0.5	0.05
らっかせい	0.01	0.04
その他の豆類	0.5	0.05
ばれいしょ	0.05	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05
こんにゃくいも	0.05	0.05
その他のいも類	0.05	0.05
てんさい	0.05	0.05
さとうきび	0 . 02	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.07	0.05

農楽パフコート (続き)			
食品名		基準値 [※] な正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
かぶ類の根		0.05	
かぶ類の葉	0	0.07	0.05
西洋わさび		0.05	0.05
クレソン	0	0.07	0.05
はくさい	0	0.07	0.05
キャベツ		0.05	
芽キャベツ		0.05	0.05
ケール	0	0.07	
こまつな	0	0.07	
きょうな	0	0.07	
チンゲンサイ	0	0.07	
カリフラワー	•	0.02	
ブロッコリー	•	0.02	
その他のあぶらな科野菜	0	0.07	
ごぼう		0.05	
サルシフィー		0.05	
アーティチョーク	•	0.01	
チコリ	0	0.07	
エンダイブ	0	0.07	
しゅんぎく	0	0.07	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0	0.07	
その他のきく科野菜	0	0.07	
たまねぎ		0.02	
ねぎ(リーキを含む。)		0.02	
にんにく		0.02	
にら	•	0.01	
アスパラガス わけぎ	•	0.03	
	•	0.01	0.05
その他のゆり科野菜	•	0.01	0.05
にんじん		0.05	
パースニップ		0.05	
パセリ		0.02	
セロリ		0.01	0.05
みつば	0	0.07	0.05
その他のせり科野菜 トマト ピーマン		0.05	
トマト		0.05	
ピーマン		0.05	
なす		0.05	0.05

農楽パフコート(続き)		
	残留基準値※	残留基準値
┃ 食品名	(改正後)	(改正前)
及如石		
フの他のか上が照其	ppm	ppm
その他のなす科野菜	0.05	0.05
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.02	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.02	0.05
しろうり	0.02	0.05
すいか。	0.00	0.05
すいか (果皮を含む。)	0.02	0.05
メロン類果実 メロン類果実(果皮を含む。)	0.02	0.05
メロン無未夫 (未及を占む。) まくわうり	0.02	0.05
まくわうり(果皮を含む。)	0.02	0.05
その他のうり科野菜	0.02	0.05
ほうれんそう	$\begin{array}{c c} & 0.02 \\ \hline \hline 0.07 \\ \end{array}$	0.05
たけのこ	0.02	0.05
オクラ	0.05	0.05
しょうが	● 0.02	0.05
未成熟えんどう	0.01	0.05
未成熟いんげん	0.01	0.05
えだまめ	0.03	0.05
マッシュルーム	•	0.05
しいたけ	•	0.05
その他のきのこ類	•	0.05
その他の野菜	0.07	0.05
みかん	•	0.05
みかん(外果皮を含む。)	0.02	
なつみかんの果実全体	• 0.02	0.05
レモン	• 0.02	0.05
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	• 0.02	0.05
グレープフルーツ	• 0.02	0.05
ライム	• 0.02	0.05
その他のかんきつ類果実	o . 02	0.05
りんご	• 0.01	0.05
日本なし	• 0.01	0.05
西洋なし	• 0.01	0.05
マルメロ	0.01	0.05
びわ	•	0.05
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	• 0.01	
t t	•	0.05

農楽パフコート(続き)	1	ı
	残留基準値**	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
もも(果皮及び種子を含む。)	0.01	
ネクタリン	0.01	0.05
あんず (アプリコットを含む。)	0.01	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.01	0.05
うめ	0.01	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	• 0.01	0.05
いちご	• 0.02	0.05
ラズベリー	• 0.01	0.05
ブラックベリー	• 0.01	0.05
ブルーベリー	• 0.01	0.05
クランベリー	• 0.01	0.05
ハックルベリー	• 0.01	0.05
その他のベリー類果実	• 0.01	0.05
ぶどう	• 0.01	0.05
かき	• 0.01	0.05
バナナ	0.01	0.05
キウィー	•	0.05
キウィー(果皮を含む。)	0.01	
パパイヤ	0.01	0.05
アボカド	0.01	0.05
パイナップル	0.01	0.05
グアバ	0.01	0.05
マンゴー	0.01	
パッションフルーツ	0.01	0.2
なつめやし	0.01	0.05
その他の果実	0.1	1
ひまわりの種子	2	2
ごまの種子	•	0.05
べにばなの種子		0.05
綿実	\bigcirc 2	0.2
なたね		0.05
その他のオイルシード	0.05	0.05
ぎんなん くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	
くるみ	0. 05 0. 05	0. 05 0. 05
その他のナッツ類	0.05	
ての他のチック類	0.05	0.05

	Г		
	残留	g基準値 [※]	残留基準値
食品名		改正後)	(改正前)
		ppm	ppm
茶	•	0. 2	0.3
コーヒー豆		0.01	0.05
カカオ豆		0.01	0.05
ホップ		0. 1	0. 2
その他のスパイス		0.05	1
その他のハーブ	\bigcirc	0.07	0.05
牛の筋肉	\bigcirc	0.2	0.05
豚の筋肉		0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	\bigcirc	0.2	0.05
牛の脂肪		0.03	0.05
豚の脂肪		0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.03	0.05
牛の肝臓	\bigcirc	0.6	0.3
豚の肝臓		0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	\bigcirc	0.6	0.3
牛の腎臓	\bigcirc	0.8	0. 5
豚の腎臓		0.05	0. 5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	\bigcirc	0.8	0.5
牛の食用部分	\bigcirc	0.8	0.3
豚の食用部分		0.05	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	\bigcirc	0.8	0.3
乳		0.01	0.01
鶏の筋肉		0.01	0.05
その他の家きんの筋肉		0.01	0.05
鶏の脂肪		0.01	0.05
その他の家きんの脂肪		0.01	0.05
鶏の肝臓		0.02	0.05
その他の家きんの肝臓		0.02	0.05
鶏の腎臓		0.03	0.05
その他の家きんの腎臓		0.03	0.05
鶏の食用部分		0. 03	0.05
その他の家きんの食用部分 鶏の卵		0. 03	0. 05 0. 01
その他の家きんの卵		0.01	0.01
ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食		0.01	0.01
用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認め	\bigcirc		0.05
られる食用油に限る。)	Ĺ		
	_	•	

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ひまわり油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0	0. 05
綿実油(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿 実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有す ると認められる食用油に限る。)	•	0. 05

農薬ピジフルメトフェン (殺菌剤)

食品名 (改正後) (改正前) (改正前) (改正前) (改正前) (改正前) (政正前) (公元司) (公元司) <th< th=""><th>及人工 (人)</th><th>_</th><th></th><th></th></th<>	及人工 (人)	_		
小麦 0.6 0.6 大麦 4 4 ライ麦 0.4 0.3 とうもろこし 0.04 0.02 そば 3 3 その他の穀類 4 4 大豆 0.4 0.4 小豆類 0.4 0.4 えんどう 0.4 0.4 そら豆 0.4 0.4 ちっかせい 0.05 0.0 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしま 0.1 0.0 さといも類(やつがしらを含む。) 0.1 0.1 かんしょ 0.1 0.1 その他のいも類 0.1 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.5 0.1 だいこん類(ラディッシュを含む。)の薬 0.1 0.5 かぶ類の様 0.5 0.5 かぶ類の葉 0.1 0.5 カレソン 50	食品名			
大麦 4 4 ライ麦 0.4 0.3 とうもろこし 0.00 0.02 そば 3 4 4 その他の穀類 4 4 0.4 大豆 0.4 0.4 0.4 たら豆 0.4 0.4 0.4 そら豆 0.4 0.4 0.4 ちっかせい 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) 0.1 0.1 かんしょ 0.1 0.1 でまいも(長いもをいう。) 0.1 0.1 その他のいも類 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 0.1 0.5 かぶ類の様 0.5 0.5 カンダ類の葉 0.1 0.5 カレソン 50			ppm	ppm
ライ麦 ○ 0.4 0.3 とうもろこし ○ 0.04 0.02 そば ○ 3 その他の穀類 4 4 大豆 0.4 0.4 小豆類 0.4 0.4 えんどう 0.4 0.4 らっかせい ○ 0.05 0.05 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ ○ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) ○ 0.1 0.1 かんしよ ○ 0.1 0.1 その他のいも類 ○ 0.1 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の薬 ○ 0.1 0.5 かぶ類の根 ○ 0.5 0.5 かぶ類の薬 ○ 0.1 0.5 西洋わさび ○ 0.5 0.5 クレソン ○ 50	小麦		0.6	0.6
とうもろこし 〇 0.04 0.02 そば 〇 3 その他の穀類 4 4 大豆 0.4 0.4 小豆類 0.4 0.4 えんどう 0.4 0.4 そら豆 0.4 0.4 ちっかせい ○ 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ ○ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) ○ 0.1 0.1 かんしょ ○ 0.1 0.1 その他のいも類 ○ 0.1 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 0.1 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 0.5 かぶ類の様 ○ 0.5 0.1 西洋わさび ○ 0.5 0.5 クレソン 50	大麦		4	4
そび 3 その他の穀類 4 4 大豆 0.4 0.4 小豆類 0.4 0.4 えんどう 0.4 0.4 そら豆 0.4 0.4 らっかせい ○ 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ ○ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) ○ 0.1 0.1 かんしょ ○ 0.1 0.1 でまいも(長いもをいう。) ○ 0.1 0.1 こんにゃくいも ○ 0.1 0.5 その他のいも類 ○ 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 0.5 がぶ類の根 ○ 0.5 0.1 かぶ類の葉 ○ 0.1 0.5 カレソン 50	ライ麦	\bigcirc	0.4	0.3
その他の穀類 4 4 大豆 0.4 0.4 小豆類 0.4 0.4 えんどう 0.4 0.4 そら豆 0.4 0.4 らっかせい 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ 0.1 0.0 さといも類(やつがしらを含む。) 0.1 0.1 かんしょ 0.1 0.1 その他のいも類 0.1 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.5 0.1 だいこん類(ラディッシュを含む。)の薬 0.1 0.5 かぶ類の根 0.5 0.5 かぶ類の葉 0.1 0.5 カレソン 50	とうもろこし	\bigcirc	0.04	0.02
大豆	そば	\bigcirc	3	
小豆類	その他の穀類		4	4
えんどう 0.4 0.4 そら豆 0.4 0.4 らっかせい 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) 0.1 0.1 かんしょ 0.1 0.1 こんにゃくいも 0.1 0.1 その他のいも類 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.5 0.1 かぶ類の根 0.5 0.1 かぶ類の葉 0.1 0.5 カレソン 50	大豆		0.4	0.4
そら豆 0.4 0.4 らっかせい 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) 0.1 0.1 かんしょ 0.1 0.1 やまいも(長いもをいう。) 0.1 0.1 こんにゃくいも 0.1 0.1 その他のいも類 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.5 0.1 かぶ類の根 0.5 0.1 かぶ類の葉 0.1 0.5 カレソン 50	小豆類		0.4	0.4
らっかせい ○ 0.05 0.02 その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしよ ○ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) ○ 0.1 かんしよ ○ 0.1 やまいも(長いもをいう。) ○ 0.1 こんにゃくいも ○ 0.1 その他のいも類 ○ 0.1 てんさい ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 かぶ類の根 ○ 0.5 かぶ類の葉 ○ 0.1 西洋わさび ○ 0.5 クレソン 50	えんどう		0.4	0.4
その他の豆類 0.4 0.4 ばれいしょ 0.1 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) 0.1 0.1 かんしょ 0.1 0.1 やまいも(長いもをいう。) 0.1 0.1 こんにゃくいも 0.1 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 0.5 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 0.1 0.5 かぶ類の根 0.5 0.5 かぶ類の葉 0.1 0.5 西洋わさび 0.5 0.5 クレソン 50	そら豆		0.4	0.4
ばれいしょ ○ 0.1 ○ 0.02 さといも類(やつがしらを含む。) ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○ 0.5 ○ 0.1 ○ 0.5 ○	らっかせい	\bigcirc	0.05	0.02
さといも類(やつがしらを含む。) ○ 0.1 かんしよ ○ 0.1 やまいも(長いもをいう。) ○ 0.1 こんにゃくいも ○ 0.1 その他のいも類 ○ 0.1 てんさい ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 かぶ類の根 ○ 0.5 かぶ類の葉 ○ 0.1 西洋わさび ○ 0.5 クレソン ○ 50	その他の豆類		0.4	0.4
かんしょ ○ 0.1 やまいも(長いもをいう。) ○ 0.1 こんにゃくいも ○ 0.1 その他のいも類 ○ 0.5 でんさい ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 かぶ類の根 ○ 0.5 かぶ類の葉 ○ 0.1 西洋わさび ○ 0.5 クレソン ○ 50	ばれいしょ	\bigcirc	0. 1	0.02
やまいも(長いもをいう。) ○ 0.1 こんにゃくいも ○ 0.1 その他のいも類 ○ 0.5 てんさい ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 かぶ類の根 ○ 0.5 かぶ類の葉 ○ 0.1 西洋わさび ○ 0.5 クレソン ○ 50	さといも類(やつがしらを含む。)	\bigcirc	0. 1	
こんにゃくいも ○ 0.1 その他のいも類 ○ 0.5 てんさい ○ 0.5 だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 かぶ類の根 ○ 0.5 かぶ類の葉 ○ 0.1 西洋わさび ○ 0.5 クレソン ○ 50	かんしょ	\bigcirc	0. 1	
その他のいも類		\bigcirc	0. 1	
てんさい ○ 0.5 だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根 ○ 0.5 だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉 ○ 0.1 かぶ類の根 ○ 0.5 かぶ類の葉 ○ 0.1 西洋わさび ○ 0.5 クレソン ○ 50	こんにゃくいも	\bigcirc	0.1	
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根	その他のいも類	\bigcirc	0.1	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	てんさい		0.5	
かぶ類の根〇 0.5かぶ類の葉〇 0.1西洋わさび〇 0.5クレソン50	だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	\bigcirc	0.5	
かぶ類の葉 西洋わさび クレソン 0 0.1 ○ 0.5 つ 0.5	だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	\bigcirc	0. $\overline{1}$	
西洋わさび〇 0.5クレソン○ 50	かぶ類の根	\bigcirc	0. 5	
クレソン ○ 50	かぶ類の葉	\bigcirc	0.1	
	西洋わさび	\bigcirc	0.5	
はくさい 〇 3		\bigcirc	50	
<u> </u>	はくさい	\bigcirc	3	

農楽ピンフルメトフェン(続き) 		
食品名	残留基準値 [*] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キャベツ	\bigcirc 3	
芽キャベツ	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad \qquad \bigcirc$	
ケール	$\bigcirc \qquad \qquad \bigcirc \qquad \qquad \bigcirc$	
こまつな	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad \qquad \bigcirc$	
きょうな	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad \qquad \bigcirc$	
チンゲンサイ	$\bigcirc \qquad \qquad \bigcirc \qquad \qquad \bigcirc$	
カリフラワー	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
ブロッコリー	\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc	
その他のあぶらな科野菜	$\bigcirc \qquad \qquad \bigcirc \qquad \qquad \bigcirc$	
ごぼう	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
サルシフィー	$\bigcirc \qquad 0.5$	
チコリ	0 10	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	40	
その他のきく科野菜	\bigcirc 15	
たまねぎ	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
ねぎ(リーキを含む。)	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
にんにく	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
(C)	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
わけぎ	\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc	
その他のゆり科野菜	\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc	
にんじん	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad$	
パースニップ	0.5	
セロリ	15	
その他のせり科野菜	$\bigcirc \qquad 0.5$	
	0.6	
トマトピーマン	0. 6	
なす	0. 6	
その他のなす科野菜	0. 6	
きゅうり (ガーキンを含む。)	0. 5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0. 5	
すいか(果皮を含む。)	$\bigcirc \qquad 0.5$	
メロン類果実(果皮を含む。)	0. 5	
まくわうり(果皮を含む。)	0. 5	
その他のうり科野菜	0.4	
ほうれんそう	40	
オクラ	0.6	
未成熟えんどう	$\bigcirc \qquad \bigcirc \qquad \bigcirc$	
未成熟いんげん	\bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc	
אווואאלינין אווואאלינין א	\cup 1	

辰楽 L ンノルメトノエン(Ţ I
	残留基準値**	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
えだまめ	O 1	1
その他の野菜	\bigcirc 15	
みかん(外果皮を含む。)	\bigcirc 1	
なつみかんの果実全体	\bigcirc 1	
レモン	\bigcirc 1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	O 1	
グレープフルーツ	0 1	
ライム	0 1	
その他のかんきつ類果実	0 1	
りんご	0.9	
日本なし	0.2	
西洋なし	0.2	
マルメロ	0.2	
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.2	
もも (果皮及び種子を含む。)	O 1	
ネクタリン	0 1	
あんず(アプリコットを含む。)	0 1	
すもも(プルーンを含む。)	0.6	
うめ	0 1	
おうとう(チェリーを含む。)	\bigcirc 2	
いちご	O 1	
ラズベリー	\bigcirc 5	
ブラックベリー	\bigcirc 5	
ブルーベリー	\bigcirc 5	
クランベリー	\bigcirc 5	
ハックルベリー	\bigcirc 5	
その他のベリー類果実	\bigcirc 5	
ぶどう	2	2
その他の果実	\bigcirc 5	2
ひまわりの種子	0.5	
ごまの種子	0.9	
べにばなの種子	0.5	
綿実	0.4	
なたね	0. 9	0.9
その他のオイルシード	0.9	
ぎんなん	0.07	
< n	0.07	

辰衆にンノルメトノエン(杭さ) 			
食品名		留基準値 [※] 改正後)	残留基準値 (改正前)
		ppm	ppm
ペカン	\bigcirc	0.07	I- I
アーモンド	\bigcirc	0.07	
くるみ	0	0.07	
その他のナッツ類	0	0.07	
その他のスパイス	0	5	
その他のハーブ	0	50	
牛の筋肉	\bigcirc	0. 1	0.01
豚の筋肉	\bigcirc	0. 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	\circ	0. 1	0.01
牛の脂肪	0	0. 1	0. 03
豚の脂肪	0	0. 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	\bigcirc	0. 1	0.03
中の肝臓	0	0. 1	0. 03
豚の肝臓	0	0. 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0	0. 1	0.03
牛の腎臓	0	0. 1	0.03
豚の腎臓	0	0. 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	\bigcirc	0. 1	0.03
牛の食用部分	\bigcirc	0. 1	0.03
豚の食用部分	\bigcirc	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	\bigcirc	0. 1	0.03
乳		0.01	0.03
鶏の筋肉		0.01	
その他の家きんの筋肉		0.01	
鶏の脂肪		0.01	
その他の家きんの脂肪		0.01	
鶏の肝臓		0.01	
その他の家きんの肝臓		0.01	
鶏の腎臓		0.01	
その他の家きんの腎臓		0.01	
鶏の食用部分		0.01	
その他の家きんの食用部分	_	0.01	
鶏の卵	0	0.02	
その他の家きんの卵	\bigcirc	0.02	
はちみつ	0	0.05	
とうもろこし粉	\bigcirc	0.07	

77 47 14	(1) = = 7		
	食品名	残留基準 (改正後 ppm	が を を を が で を が で で で で で の で の の の の の の の の の の の の の
とうもろこし油		O 0	. 08
落花生油		\bigcirc	0. 2
ポテトフレーク	·		0. 5
野菜(乾燥させた	こもの)	\bigcirc	7

農薬ブプロフェジン (殺虫剤)

	残留基準値※	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0. 5	0. 5
小麦	2	2
大麦	6	6
ライ麦	6	6
その他の穀類	6	6
大豆	0.02	0.02
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	13	13
その他のきく科野菜	3	3
ねぎ(リーキを含む。)	\bigcirc 4	3
にら	1	1
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7
しろうり	0. 7	0.7
すいか(果皮を含む。)	0.8	0.8
メロン類果実(果皮を含む。)	3	3
まくわうり(果皮を含む。)	3	3
その他のうり科野菜	0.7	0.7
オクラ	\bigcirc 2	
未成熟えんどう	0.02	0.02
みかん(外果皮を含む。)	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	3	3

農薬ブプロフェジン (続き)

食品名 (改正後) (改正度) (改正度) (改正度) (改正度) (改正度) (改正度) (改正度) (改正度) (以正度) (以正定) (以正定)
食品名 (改正後) (改正度) ppm ppm ppm オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
ppm ppm ppm ppm オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) 3 グレープフルーツ 3 ライム 3 その他のかんきつ類果実 3 りんご 3 日本なし 6 西洋なし 6 マルメロ 3 びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。) 3 もも (果皮及び種子を含む。) 9
グレープフルーツ 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
ライム3その他のかんきつ類果実3りんご3日本なし6西洋なし6マルメロ①びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)3もも(果皮及び種子を含む。)○
その他のかんきつ類果実 3 りんご 3 日本なし 6 西洋なし 6 マルメロ ● 3 びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。) 3 もも(果皮及び種子を含む。) 9
りんご 日本なし 6 西洋なし 6 でかく (果梗を除き、果皮及び種子を含む。) 5 もも(果皮及び種子を含む。) 6 7 7 7 7 8 9 9
 西洋なし マルメロ びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。) もも(果皮及び種子を含む。) り
マルメロ ● 3 びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。) 3 もも (果皮及び種子を含む。) ○ 9
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。) 3 もも (果皮及び種子を含む。) 9
もも(果皮及び種子を含む。) 〇 9
もも(果皮及び種子を含む。) 〇 9
コネクタリン al
あんず (アプリコットを含む。) 0.7
すもも(プルーンを含む。)
うめ 5
おうとう (チェリーを含む。) 5
いちご 3
ぶどう 1
かき 1
バナナ 0.3
キウィー (果皮を含む。) 15
パパイヤ 0.9
アボカド 0.3
パイナップル ○ 0.3
グアバ 0.3
マンゴー 0.9
パッションフルーツ 2
その他の果実5綿実0.4
綿実 0.4 くり 0.05
$^{\circ}$
くり 0.05 0 ペカン 0.05 0 アーモンド 0.05 0 くるみ 0.05 0
くるみ 0.05 0
その他のナッツ類 0.05 0
でいたの
コーヒー豆 0.4
その他のスパイス 10
その他のスパイス 10 その他のハーブ

農薬ブプロフェジン (続き)

辰栄ノノロノエンマ (
	残留基準値※	残留基準値
食品名	(改正後)	(改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0. 1	0. 1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0. 1	0. 1
牛の肝臓	• 0.05	0. 1
豚の肝臓	• 0.05	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0. 1
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	• 0.05	0.1
豚の食用部分	• 0.05	0. 1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	• 0.05	0. 1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	0.0
魚介類	0.2	0.2
はちみつ	$\bigcirc 0.05$	
干しぶどう	\bigcirc 2	
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	\bigcirc 20	

脚注

※○: 令和6年3月4日適用(基準値を引き上げる品目等) ●: 令和7年3月4日適用(基準値を引き下げる品目等)

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律 基準 (0.01 ppm) が適用される。
- ・ 注)「その他のスパイス(種子、根及び根茎を除く。)」については、告示の日から起算して1年を経過した日から「その他のスパイス(種子、根及び根茎を除く。)」の基準値を削除して、「その他のスパイス」の基準値を適用し、「乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)」及び「乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)」については、告示の日から「乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)」及び「乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)」の基準値を削除し、「その他のスパイス」の基準値を適用する。

- 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、 ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、 やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、 エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、 ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未 成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。